



-手続きに必要な図書と記載内容について-

申請書の記載にあたっての注意点

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号（居住環境基準）及び第4号（災害配慮基準）に基づく認定の確認リスト

※説明①

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号（居住環境基準）及び第4号（災害配慮基準）に基づく認定の確認リスト

※①の居住環境基準の対象となる建築物で基準に適合しないもの、及び②の区域内に存する建築物は認定することができません。

①計画建築物が、居住環境基準（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第3条第1号及び第2号）の対象となるか確認することと、対象となる場合には、各基準の所管において所定の手続きを終えてから、対象（基準適合）欄にチェックしてください。

居住環境基準の対象となる建築物及び審査基準		対象 (基準適合)	対象外
横須賀市景観条例第8条第2項各号のいずれかに該当する建築物	横須賀市景観計画における建築物の制限の規定に適合すること	☐	☐
適正な土地利用の調整に関する条例第35条の規定により締結された地区土地利用協定区域内に存する建築物	当該地区土地利用協定における建築物の制限の規定に適合すること	☐	☐

注1：上記居住環境基準の対象となる建築物については、申請の際に横須賀市景観条例における協議終了通知書の写し又は土地利用行為承認申請書若しくは行為届出書の写しを添付して下さい。

※説明②

②計画建築物が、下記の認定除外区域外であることを確認して下さい。（長期優良住宅の認定における居住環境基準及び災害配慮基準による認定基準（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第3条第3号及び第3条の2））

認定除外区域	根拠法	区域内	区域外
都市計画道路の区域	都市計画法（第4条第6項のうち第11条第1項第1号）	☐	☐
地すべり防止区域	地すべり等防止法（第3条第1項）	☐	☐
急傾斜地崩壊危険区域かつ土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第3条第1項）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第7条第1項）	☐	☐
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第9条第1項）	☐	☐

注2：上記「認定除外区域内の建築物」とは、計画建築物の一部または全部が区域内に位置する建築物を指すものであり、敷地の一部が区域内に含まれることを指すものではありません。

注3：法第5条に基づく認定申請を行う者は、上記のチェック欄を記載のうえ、認定申請書に添付して下さい。必要に応じて、各区域の境界線を明記した配置図等を添付して下さい。

注4：上記の各区域の確認に当たっては、横須賀市ホームページの「わが街ガイド」等を参考にしてください。詳しくは、都市計画道路の区域については横須賀市都市部都市計画課、その他区域については神奈川県横須賀土木事務所にて確認して下さい。



-手続きに必要な図書と記載内容について-

申請書の記載にあたっての注意点

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号（居住環境基準）及び第4号（災害配慮基準）に基づく認定の確認リスト -説明①-

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号（居住環境基準）
及び第4号（災害配慮基準）に基づく認定の確認リスト

※①の居住環境基準の対象となる建築物で基準に適合しないもの、及び②の区域内に存する建築物は認定することができません。

①計画建築物が、居住環境基準（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第3条第1号及び第2号）の対象となるか確認することと、対象となる場合には、各基準の所管において所定の手続きを終えてから、対象（基準適合）欄にチェックしてください。

居住環境基準の対象となる建築物及び審査基準		対象 (基準適合)	対象外
横須賀市景観条例第8条第2項各号のいずれかに該当する建築物	横須賀市景観計画における建築物の制限の規定に適合すること	☐ (ア)	☐
適正な土地利用の調整に関する条例第35条の規定により締結された地区土地利用協定区域内に存する建築物	当該地区土地利用協定における建築物の制限の規定に適合すること	☐ (イ)	☐

注1：上記居住環境基準の対象となる建築物については、申請の際に横須賀市景観条例における協議終了通知書の写し又は土地利用行為承認申請書若しくは行為届出書の写しを添付して下さい。

各項目毎に該当する選択肢にチェックを入れる。

(対象の場合)

- ・ (ア)：「協議終了通知書」の写しを添付。
- ・ (イ)：「土地利用行為承認申請書」若しくは「行為届出書」の写しを添付。

→ 湘南鷹取3丁目9番街区地区土地利用協定

- ・ 最高高さ10mを超えるもの又は延べ面積1,000㎡を超えるもの
- ・ 横須賀見晴らしの丘景観推進地区

①居住環境基準は、対象であったとしても、基準適合していれば、認定を受ける事は可能です。なお、その際は、各基準の所管において所定の手続きを終えてからの申請となりますので、工事着手日等スケジュールに、ご注意ください。

《各基準の所管部局》

- 横須賀市景観条例第8条第2項各号：横須賀市役所 都市部 まちなみ景観課
- 適正な土地利用の調整に関する条例第35条の規定により締結された地区土地利用協定区域内に存する建築物：横須賀市役所 都市部 都市計画課



-手続きに必要な図書と記載内容について-

申請書の記載にあたっての注意点

□長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号（居住環境基準）及び第4号（災害配慮基準）に基づく認定の確認リスト -説明②-

②計画建築物が、下記の認定除外区域外であることを確認して下さい。（長期優良住宅の認定における居住環境基準及び災害配慮基準による認定基準（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第3条第3号及び第3条の2））

認定除外区域	根拠法	区域内	区域外
都市計画道路の区域	都市計画法（第4条第6項のうち第11条第1項第1号）	☐	☐
地すべり防止区域	地すべり等防止法（第3条第1項）	☐	☐
急傾斜地崩壊危険区域かつ土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第3条第1項）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第7条第1項）	☐	☐
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第9条第1項）	☐	☐

注2：上記「認定除外区域内の建築物」とは、計画建築物の一部または全部が区域内に位置する建築物を指すものであり、敷地の一部が区域内に含まれることを指すものではありません。

注3：法第5条に基づく認定申請を行う者は、上記のチェック欄を記載のうえ、認定申請書に添付して下さい。必要に応じて、各区域の境界線を明記した配置図等を添付して下さい。

注4：上記の各区域の確認に当たっては、横須賀市ホームページの「わが街ガイド」等を参考にしてください。詳しくは、都市計画道路の区域については横須賀市都市部都市計画課、その他区域については神奈川県横須賀土木事務所にて確認して下さい。

各項目毎に該当する選択肢にチェックを入れる。

（区域内の場合）
認定することができません。

具体的な認定の可否基準については、次ページ以降で詳細にご説明いたします。

②災害配慮基準は、計画建築物(建築設備や樋先まで含む。)が、各認定除外区域内にある場合は、認定する事はできませんので、ご注意ください。

各項目の区域と、計画建築物の位置関係を整理し、万が一、区域と計画建築物が際どい場合は、配置図等にて、区域の位置と計画建築物の位置関係について、明示をしてください。

《各基準の所管部局》

- 都市計画道路の区域
- その他区域

：横須賀市役所 都市部 都市計画課
：神奈川県 横須賀土木事務所



-災害配慮基準の解説-

1 市ホームページから「よこすか わが街ガイド」を開く

横須賀市では、市ホームページのオンラインサービス「わが街ガイド（地図検索）」にて、「よこすかわが街ガイド」という地図情報サービスを行っております。

よこすか わが街ガイド
YOKOSUKA WAGAMACHI GUIDE



お知らせ 2025-5-20
「農地」マップが新しくなりました。

2 「法規制・まちづくり」をクリック

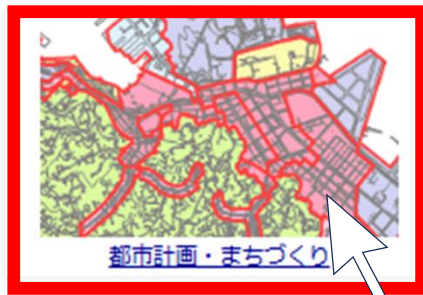




ー災害配慮基準の解説ー

3 「都市計画・まちづくり」を開く

マップ選択



4 計画地の住所を入力し「検索」をクリック

**よこすかわが街ガイド**
YOKOSUKA WAGAMACHI GUIDE

使い方ガイド

トップページ > 利用許諾 > 位置選択

表示マップ: 都市計画・まちづくり

住所から探す

住所またはその一部を入力してください。
入力例: 横須賀市小川町

[住所一覧から選択する場合はこちら](#)

地図から探す

地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示します。



住所から探す

住所またはその一部を入力してください。
入力例: 横須賀市小川町

[住所一覧から選択する場合はこちら](#)



《災害区域の確認方法》

4 表示切替欄で、「用途地域」を「災害警戒」に切り替え、当該地の災害区域を確認

よこすかが街ガイド
YOKOSUKA WAGAMACHI GUIDE

都市計画・まちづくり マップ切替 現在地 横須賀市小川町 付近

表示切替

- ☒ 用途地域
- ☐ 高度地区
- ☐ 防火・準防火地域
- ☐ 都市計画施設
- ☐ 地区計画等
- ☐ 協定区域
- ☐ 宅地造成等工事規制区域
- ☐ 生産緑地・風致地区等
- ☐ 災害警戒
- ☐ 埋蔵文化財包蔵地
- ☐ 公共下水道排水区域
- ☐ その他の地域地区
- ☐ 景観関連
- ☐ 屋外広告物規制地域
- ☐ 立地適正化計画
- ☐ 施行済みの土地区画整理事業

災害警戒

- ☒ 急傾斜地崩壊危険区域
- ☒ 地すべり防止区域
- ☒ 土砂災害警戒区域(急傾斜)
- ☒ 土砂災害警戒区域(地すべり)
- ☒ 土砂災害警戒区域(土石流)
- ☒ 土砂災害特別警戒区域(急傾斜)
- ☒ 土砂災害特別警戒区域(地すべり)
- ☒ 土砂災害特別警戒区域(土石流)

5 「災害区域」欄の「+」をクリックし、災害区域の種別を表示

よこすかが街ガイド
YOKOSUKA WAGAMACHI GUIDE

都市計画・まちづくり マップ切替 現在地 横須賀市小川町 付近

表示切替

- ☒ 用途地域
- ☐ 高度地区
- ☐ 防火・準防火地域
- ☐ 都市計画施設
- ☐ 地区計画等
- ☐ 協定区域
- ☐ 宅地造成等工事規制区域
- ☐ 生産緑地・風致地区等
- ☐ 災害警戒
- ☐ 埋蔵文化財包蔵地
- ☐ 公共下水道排水区域
- ☐ その他の地域地区
- ☐ 景観関連
- ☐ 屋外広告物規制地域
- ☐ 立地適正化計画
- ☐ 施行済みの土地区画整理事業

災害警戒

- ☒ 急傾斜地崩壊危険区域
- ☒ 地すべり防止区域
- ☒ 土砂災害警戒区域(急傾斜)
- ☒ 土砂災害警戒区域(地すべり)
- ☒ 土砂災害警戒区域(土石流)
- ☒ 土砂災害特別警戒区域(急傾斜)
- ☒ 土砂災害特別警戒区域(地すべり)
- ☒ 土砂災害特別警戒区域(土石流)

《災害区域の確認方法》

- ・わが街ガイドでは、大まかな位置を確認することはできますが、基本的には、指定をしている「神奈川県土砂災害情報ポータル」-「神奈川県土砂災害警戒情報システム」を参照してください。



神奈川県土砂災害情報ポータル

土砂災害から「いのち」を守るために知っていただきたいこと

ホーム

閲覧支援

お役立ち情報

当システムをご利用の際には、下記の「ご利用にあたり」をご一読願います。土砂災害警戒情報システムで

土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果(指定予定区域)は、お役立ち情報タブからご覧いただけます。

NEW! 3Dマップを確認するには、画面下部の「3Dマップのご利用」をご覧ください。

1. 土砂災害に備えて

- お住まいの場所が、土砂災害のおそれのある区域か調べる。
- ※大雨や地震により、土砂災害のおそれが高まる区域
- ※各種データの最新の告示時点は「更新情報」を参照。

▶ 土砂災害のおそれのある区域
更新日付 令和8年3月24日

- お住まいの地域の避難所や避難経路を調べる。

▶ 土砂災害ハザードマップ

2. 雨が降り始めたら

- 土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意する。
- ※大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、「土砂災害警戒情報」が発表されます。

▶ 土砂災害の危険度
(土砂災害警戒情報を補足する情報)

▶ 雨量状況

3. 豪雨になる前に

- 大雨時や土砂災害警戒情報が発表された際には早めに避難する。
- 夜間に大雨が予想される際には暗くなる前に避難する。

土砂災害警戒情報の発表状況

現在、土砂災害警戒情報の発表はありません。

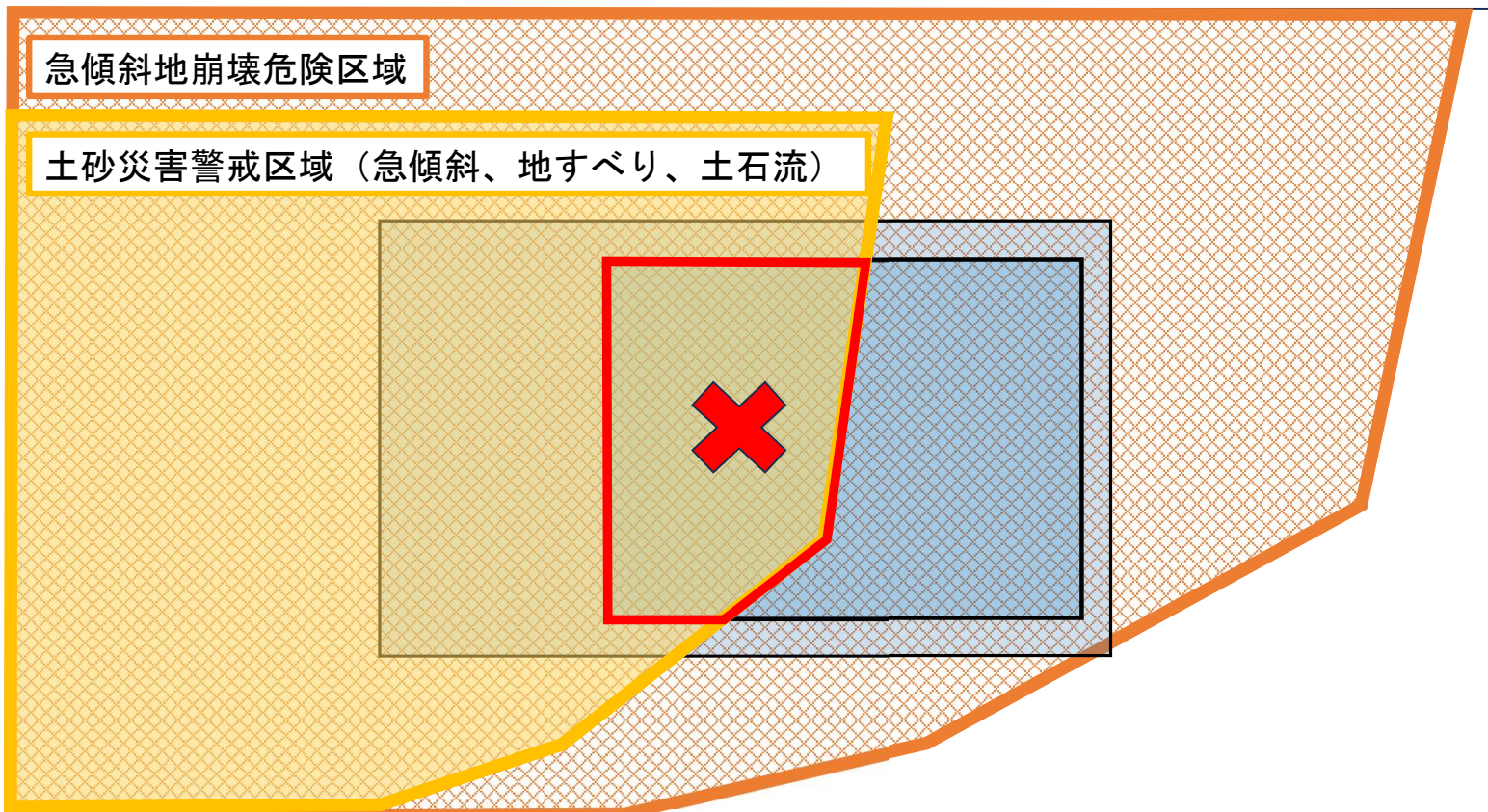
[土砂災害警戒情報\(気象庁\)](#)

▶ 雨量・警戒状況

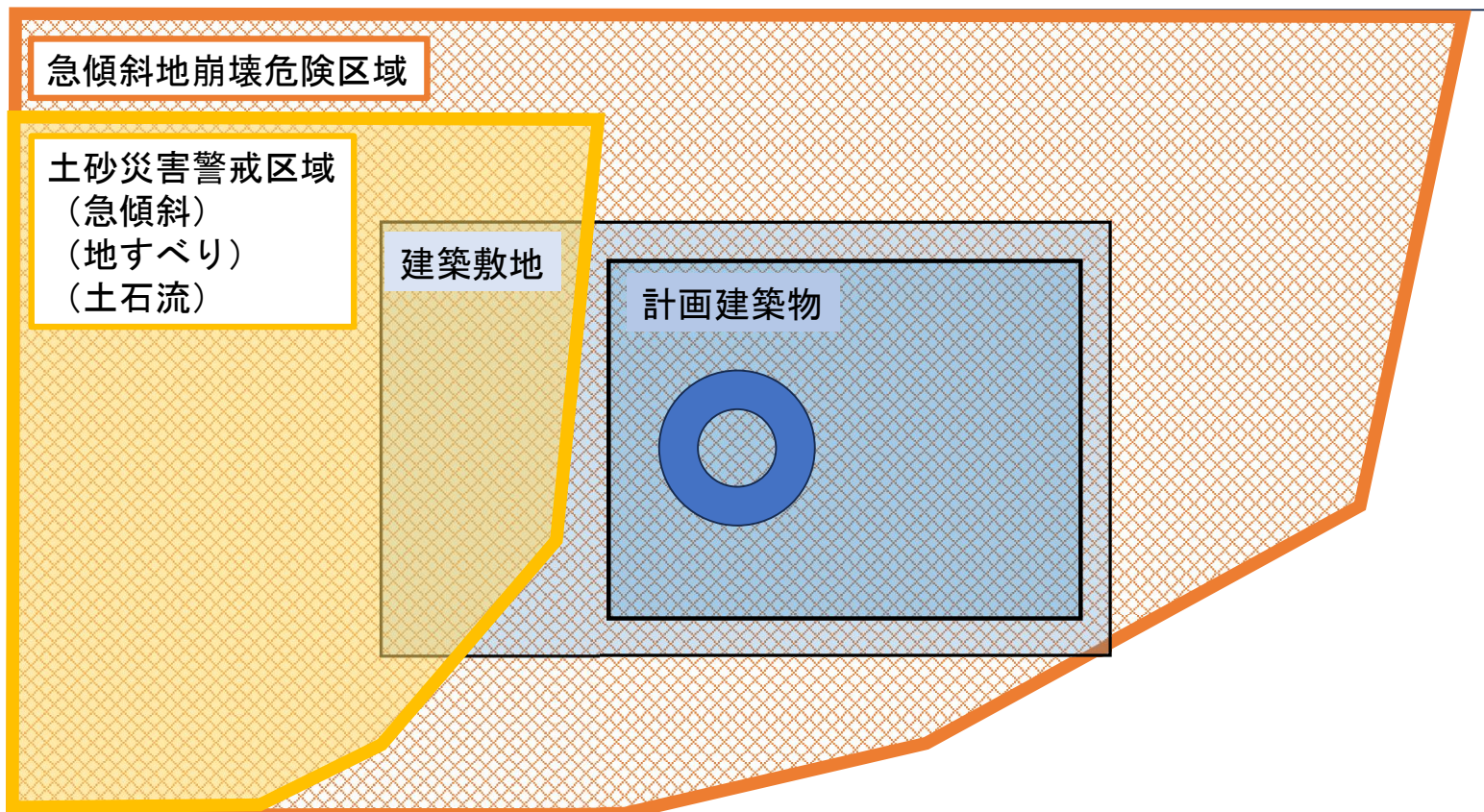


《災害区域の確認方法》

- ・ **認定対象外**となる区域の例
（急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域の重なる範囲に計画建築物（建築設備や雨どい等まで含む。以下同様。）の一部または全部が位置する。）



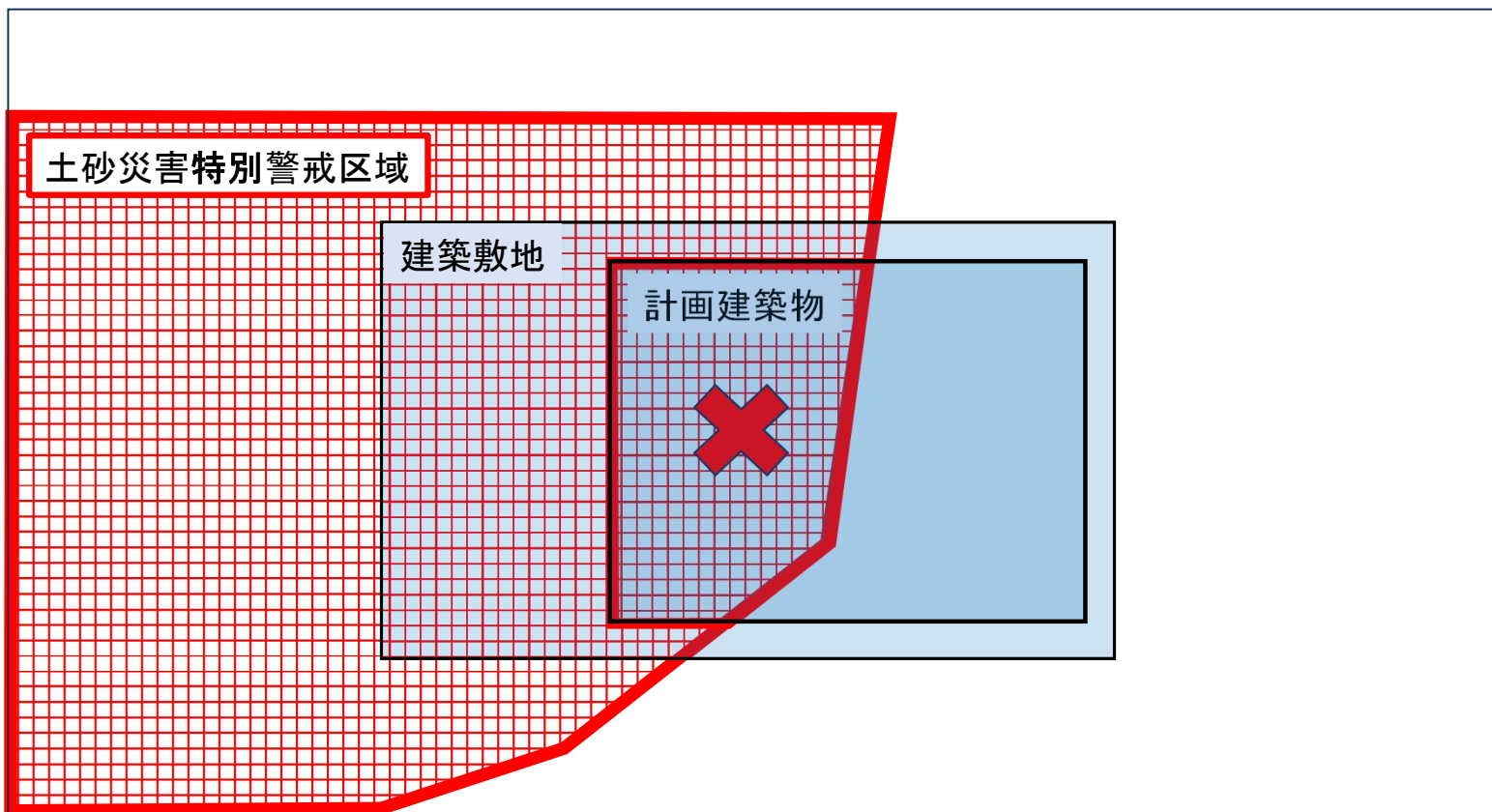
- ・ **認定対象**となる区域の例
（急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域の重なる範囲に計画建築物が位置していない。）



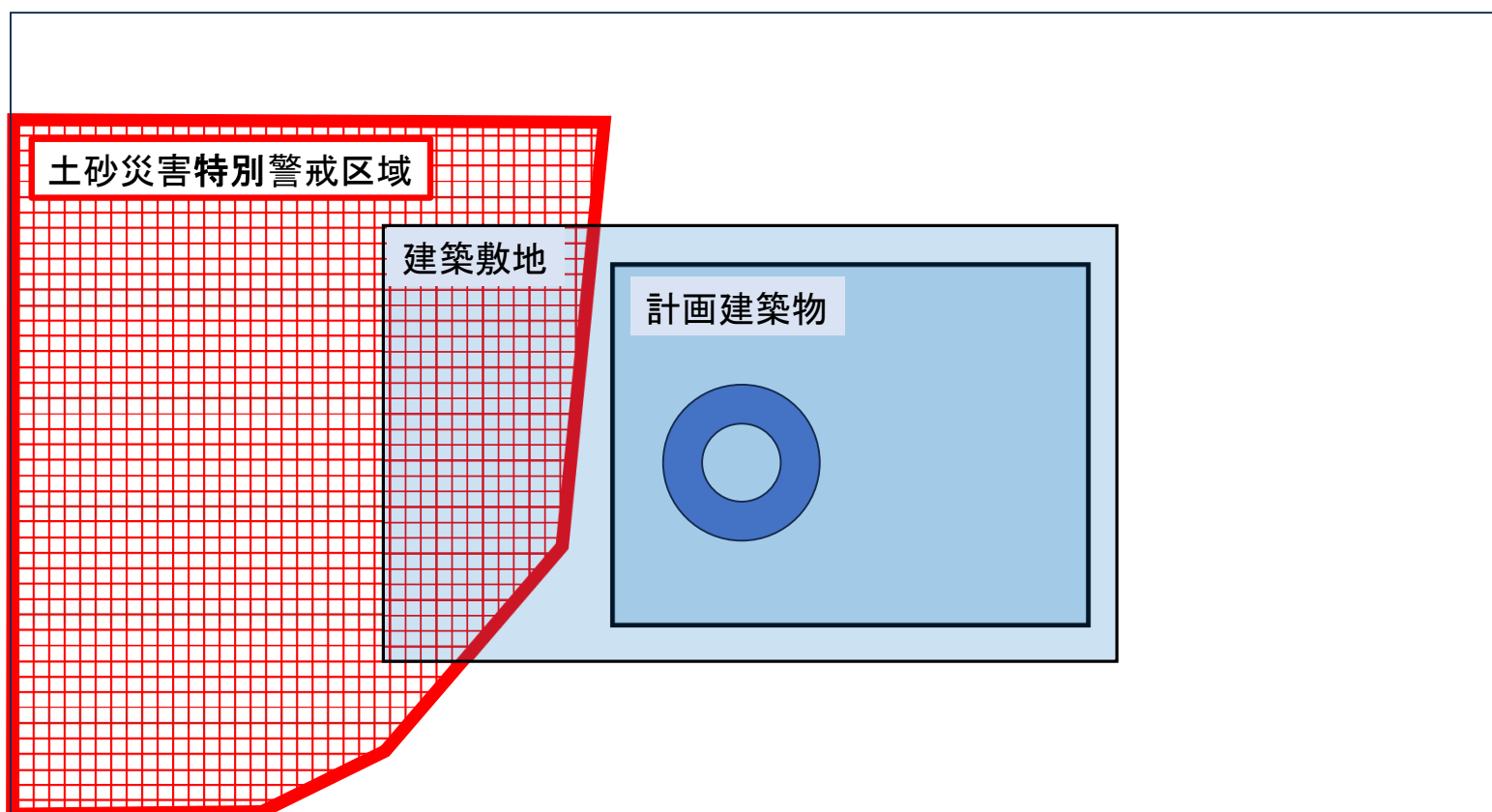


《災害区域の確認方法》

- ・ **認定対象外**となる区域の例
（土砂災害特別警戒区域に計画建築物の一部または全部が位置する。）



- ・ **認定対象**となる区域の例
（土砂災害特別警戒区域に計画建築物が位置していない）





《災害区域の確認方法》

- ・ **認定対象**となる区域の例
(土砂災害警戒区域(急傾斜)と土砂災害警戒区域(土石流)の重なる範囲に
計画建築物の一部または全部が位置する。)

土砂災害警戒区域(急傾斜)

土砂災害警戒区域(地すべり)

建築敷地

計画建築物

- ・ なお、土砂災害警戒区域は急傾斜地崩壊危険区域と重なっている場合にのみ認定対象外の区域となります。
- ・ 土砂災害警戒区域(急傾斜)、土砂災害警戒区域(土石流)、土砂災害警戒区域(地すべり)は全て重なっていた場合であっても認定対象の区域になります。)